

二　解除に係る保安林の所在場所　栃木県大田原市南方字上南方五二七の四（次の図に示す部分に限る。）

○農林水産省告示第七百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年四月二十四日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県日光市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年四月二十四日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　三重県鳥羽市相差町字大坂二二二〇の二七三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第七百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年四月二十四日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道三笠市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　ダム用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を北海道庁及び三笠市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百七十号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年四月二十四日

農林水産大臣 山本 有二

一 (一) 解除に係る保安林の所在場所 北海道千歳市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二) 保安林として指定された目的 水源の涵養
(三) 解除の理由 道路用地とするため

二 (一) 解除に係る保安林の所在場所 北海道千歳市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二) 保安林として指定された目的 公衆の保健
(三) 解除の理由 道路用地とするため

(次の図)は、省略し、その図面を北海道庁及び千歳市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第七百七十一号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年四月二十四日

農林水産大臣 山本 有二

一 (一) 解除に係る保安林の所在場所 北海道札幌市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二) 保安林として指定された目的 水源の涵養
(三) 解除の理由 道路用地とするため

二 (一) 解除に係る保安林の所在場所 北海道三笠市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二) 保安林として指定された目的 水源の涵養
(三) 解除の理由 河川管理施設用地とするため
(次の図)は、省略し、その図面を北海道庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第七百七十二号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年四月二十四日

農林水産大臣 山本 有二

一 解除に係る保安林の所在場所 北海道美唄市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二 保安林として指定された目的 風害の防備
三 解除の理由 河川管理施設用地とするため
(次の図)は、省略し、その図面を北海道庁及び美唄市役所に備え置いて縦覧に供する。)